

3

各区の取り組み状況

(1) 取り組み状況について ● ● ● ● ● ● ●

ア これまでの経過

大阪市では、平成 24 年 7 月に策定した「市政改革プランー新たな住民自治の実現に向けてー」に基づき、大きな公共を担う活力ある地域社会づくり及び、自律した自治体型の区政運営の実現に向けて、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。

地域福祉においても、大阪市地域福祉推進指針の方向性を踏まえ、区地域福祉計画等を順次策定し、それぞれの区において地域の実情に応じて主体的に創意のある取り組みを推進してきました。

なお、局においては、各区の取り組みを一層推進するため、他都市や各区の先進的な取り組みの紹介や情報共有の場の設定を行い、また、区ごとの担当者を配置し、訪問や区の会議への参加、日常的な相談を行い、地域福祉に関する施策の推進について、継続的な支援を行っています。

イ 現在の取り組み状況

【区地域福祉計画等の策定状況】

大阪市では、大阪市地域福祉計画と 24 区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。

区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和 2 年度時点の状況は次のとおりです。

① 計画期間の状況

3 年～10 年（平均 4.5 年）

※計画期間を定めず、年次または随時改訂を実施している場合があります。

② 地域課題の状況

少子高齢化の進行と退職年齢の上昇等により、多くの区で活動の担い手不足が深刻な状態にあります。

一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。

また、外国籍住民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。

③ 小地域計画の策定状況

地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となりますので、各区では地域ごとに、社会福祉施設や専門職、企業、NPOなど幅広い関係者が参画する座談会等の開催を支援するなどして、活動計画や行動計画を策定しています。また、区計画の中で地域ごとの課題と取り組みを記載している場合もあります。

小地域の計画については策定中の区が多く、今後の課題となっていますが、各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。

【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業に取り組んでいます。

① 地域福祉システムの整備状況（各区）

区や地域によって、福祉課題や資源などが異なるほか、地域団体をはじめNPOや企業など地域社会を支える活動主体も多様化しており、平成24年度以降、各区・地域の実情に応じた福祉システムの再構築が進められています。

令和2年度現在、多くの区が社会福祉協議会等と連携し、小学校区単位で「地域福祉コーディネーター」等の地域福祉の調整役・推進役を設置しているほか、民生委員・児童委員等とも連携してネットワークの構築を進めています。

② 防災の取り組み（各区）

高齢者や障がい者の避難支援など、災害発生時に備えた取り組みについては、平時の顔の見える関係づくりが重要であり、各区では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の取り組みを中心に、災害時に助け合える地域をめざして取り組みを進めています。

各区・地域での個々の取組や課題は、地域の実情により異なりますが、区社協や地域社協等と連携した各種啓発や避難訓練、避難所運営訓練等を実施しているほか、地域担当制を設けて区職員が地域の自主防災組織の支援や課題共有を行うなど、連携の強化が図られている区・地域もあります。

③ 単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」(西成区)

西成区は、単身の高齢男性が多く、また、生活保護率が市内で最も高い状況に

あることから、社会的つながりが希薄となりがちで、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。（平成 25 年 7 月開始）

（主な活動）

- ・ 地域との交流・地域貢献

公園の草刈り、道路清掃のほか、地域のお祭りやイベント、
小学校や保育園、児童施設の運動会や行事のお手伝い、参加

- ・ 農作業

農園で作物を育て、地域の行事や地域の児童施設へ提供

④ 「まちの支えあい活動」（通称：あいまち）（鶴見区）

鶴見区では、高齢者数の増加に伴い、単身高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。しかしながら、高齢者や障がい者等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなどは、介護サービスや障がい福祉サービス等では対象外とされており、インフォーマルな助け合いが望まれていました。そこで、地域住民主体の有償で営利を目的としないボランティア派遣制度を構築し、運用しています。（平成 26 年 6 月開始）

（制度の概要）

本制度は、地域住民が会員登録をすることで、助け合い活動を行うことも、依頼をして支援を受けることもできる、相互援助活動となっています。

運営については、福祉専門職のワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）（以下「CSW」という。）が制度の説明や、活動者・依頼者のマッチング、さらに情報発信や啓発などを行っています。

（主な活動）

部屋の掃除、庭の草むしり、電球の交換、外出の付添いほか

【区民のニーズに応じて、全市的な取り組みを拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取り組みについては、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取り組みの強化・充実が図られています。

① 地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業（住吉区）

大阪市では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を、平成 27 年度から 24 区すべてで実施しており、各区に CSW 等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。（P92 参照）

この中で、住吉区では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉

サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。

そのような状況を踏まえて、住吉区では、CSW の配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに日常的な見守りや声かけ等を行う地域支援相談員を配置し、関係機関等も含めた切れ目のない支援体制により、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。（平成 27 年 4 月開始）

② 見守りにかかる連携協定による孤立死防止の取り組みの強化

単身世帯の増加や、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、近年では、自宅で亡くなられ、相当の日数を経過してから発見される、いわゆる「孤立死」が社会問題となっています。

大阪市においても平成 25 年 5 月及び 11 月に連続して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。

そのようなことを受け、大阪市では、平成 26 年、孤立死防止に向けた見守りのひとつとして、ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取り組みを開始しました。

さらに、区においては、高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、見守りの機会の拡充に取り組んでいます。

（2）課題と今後の方向性 ● ● ● ● ● ● ●

区における主体的な取り組みは、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果がでていているところです。

さらに、いくつかの区においては、区圏域での地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わるさまざまな関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（概ね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

しかしながら、一方では、地域福祉実態調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援す

る権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取り組みの充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、これらの課題を認識したうえで、基礎自治体における福祉施策として、めざすべき目標やしくみについて検討を進めたものであり、今後、大阪市の態様に変化があった場合にも、その基本理念や目標、取り組みは引き継がれていくべきものと考えられます。

■ 新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月上旬に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。その後、5月下旬に緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染予防に留意した生活を送ることが求められています。

この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、誰もが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。

一方で、「ステイ・ホーム」に象徴される社会・経済活動の自粛は、生活困窮やひきこもり、DV等の増加につながる懸念があり、これまで以上に地域での見守り等、人と人とのつながりが重要なものとなっています。

新しい取り組み

困難な状況にあっても、手さぐりで「今できること」や「これからできること」を考え、新しい取り組みが実践されているケースもあります。

○要援護世帯へのメッセージカード等のポスティング

訪問時にインターホン等を介しての意思疎通が難しい方には、手紙やメッセージカードも活用してコミュニケーションを図っているケースがあります。

○ふれあい喫茶の代替として戸別配食

会館での会食等の取り組みについては、感染予防の徹底が難しい場合は戸別配達に切り替えて高齢者等の安否確認を継続しているところがあります。

○こども食堂での持帰り弁当・菓子配付

感染予防を徹底して早期に食堂を再開したところもありますが、スペースの確保等が難しい場合は、お弁当や菓子の提供に切り替えて児童の見守りを継続しているところがあります。

○活動者間でのオンライン会議

企業等ではテレワークへの対応によりオンライン会議の導入が急速に進みましたが、地域福祉活動の活動者間の打合せ等においても導入されるケースが見られるようになりました。

今後、このような新たな活動の形が増えることで、柔軟に活動が継続されることに期待されると思いますが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人と人との身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人が気かけ合う心や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。

(参考) 地域福祉活動の再開に向けたガイドライン等

高齢者のお宅を見守ってくださる方へ 訪問する時の注意事項

訪問前後

- **体調確認**
発熱などの風邪症状がある時は訪問しない
- **マスクを正しく装着**
鼻や口を正しく覆えているか確認
- **帰宅後すぐ石けんで手洗い・うがい**

訪問時

- **アルコールで手指を消毒する**
訪問先の門やブザーを触る直前訪問先を離れたらすぐ
- **屋外で話す**
お互いに手を伸ばして当たらない距離（1m以上）離れて話す
15分以内で終える



1m離れて
15分以内

訪問先の方が体調不良であった場合

- **新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）にすぐに相談が必要な場合**
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある。
 - ② 高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）基礎疾患がある方や透析・免疫抑制剤・抗がん剤治療を受けている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
 - ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。



出典：大阪市福祉局

地域活動を実施される皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策

緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンや特効薬が開発される日までは感染リスクを抑制しながら「新しい生活様式」を日常化するとともに、地域活動にも一定の制約が必要な状況と存じます。後々にあっても安心して地域活動が営まれていくためのチェックリストをご参考として整理しましたのでご確認ください。活動再開を急ぐ必要はないと存じますので、地域のみなさまで知恵を出し合い、地域活動に役立てられる方々、参加する住民の方々の健康と安全の確保にご配慮いただきますよう、良質な運営をお願いいたします。ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

共通する対策	主な活動	活動ごとの対策
【2密の回避】 □ 会場の換気 □ 対人距離：2m（密着1m）間隔確保 【密を回避】 □ マスク又はフェイスシールド着用 （高齢者を対象とした会場以外の運動中は除外） □ 大声での会話・高唱を避ける	【飲食・物を扱う活動】 ふれあい喫茶 高齢者食事サービス 子ども食堂など	□ 箸をおくテーブルなど密着に接する可能性のある場所は消毒しましょう □ 大皿での取り分けによる食事提供は控えましょう □ 食後の十分な加湯や温度管理などの食中毒対策を行いましょう □ 調理後は、できるだけ早く食べましょう
【参加者制限】 □ 出席者名簿で連絡体制確保 （出席者名簿の裏には必要に応じて1日の連絡へ情報提供されることを参加者に周知すると個人情報の取扱いを明示） □ （不特定多数の人が参加する行事） 参加者の「大人数はアスファルト」を活用	【運動を伴う活動】 □ 公園体操 学校体育施設開校事業 など	□ 必要十分な密着や無着の近い範囲での実施など、密着対策をしっかりと行いましょう
【参加制限】 □ 参加者数の制限 （室内：100人以下、かつ出席者の半分以上） （室外：200人以下、かつ人との距離を確保） □ 大人数での参加を制限 □ 体調チェック、風邪症状がある方の参加制限	【会議・研修、学習会など】 □ 会議・打ち合わせ □ 子どもの学習支援 生涯学習ルーム事業など	□ 参加者が軽くなるよう工夫しましょう □ 他県内での食事は控えましょう □ 必要十分な密着や無着の近い範囲での実施など、密着対策をしっかりと行いましょう
【消毒・衛生対策】 □ 石鹸、消毒液アルコール消毒	【交流系、芸術など】 □ 子育てサロン、図書・図書館・図書館 □ カラオケなど	□ 参加者が軽くなる可能性がある物品（おもちゃ、マイクなど）は消毒しましょう □ 他県内での食事は控えましょう □ 必要十分な密着や無着の近い範囲での実施など、密着対策をしっかりと行いましょう
	【飲食・物を扱う活動】 □ 食事作り、配布	□ 会場の周りを十分に空けましょう □ 必要十分な密着や無着の近い範囲での実施

出典：大阪市「地域活動の再開検討ガイドライン」（抜粋）